三　一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

第十八条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号の「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質変更時要届出区域のうち、土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、環境省令で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当該区域内の汚染土壌をいう。

第十九条第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

9　前各項の規定は、汚染土壌を他人に第十八条第一項第二号又は第三号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第一項中「当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者」とあるのは「運搬を委託しない場合にあっては、当該汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第三項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第四項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。）」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第六項中「委託に係る汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「前条第三項」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「受託していない」の下に「又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用しない」を、「前条第四項」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「又は処理受託者」を「、処理受託者又は汚染土壌を第十八条第一項第二号若しくは第三号に規定する土地の形質の変更に使用する者」に、「又は処理を終了」を「若しくは処理を終了していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用」に改め、「第四項」の下に「（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条の四の次に次の一条を加える。

（国等が行う汚染土壌の処理の特例）

第二十七条の五　国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。）（以下この条において「国等」という。）が行う汚染土壌の処理の事業についての第二十二条第一項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があったものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一号中「において汚染の除去等の措置」を「に係る汚染除去等計画の作成又は変更をし、当該汚染除去等計画に基づく実施措置」に改め、同条第二号ロ中「における汚染の除去等の措置」を「に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該汚染除去等計画に基づく実施措置」に改める。

第五十五条中「第三条第四項」の下に「若しくは第八項」を加え、「第七条第四項又は第十二条第四項」を「第七条第二項、第四項若しくは第八項又は第十二条第五項」に改める。

第五十七条第二号中「第三条第四項」の下に「及び第八項」を加え、「第七条第四項、第十二条第四項」を「第七条第二項、第四項及び第八項、第十二条第五項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第九号中「第七条第五項の指示措置」を「第七条第十項の汚染の除去等の措置」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第十二条第一項第一号の確認に関する事務

第六十五条第一号中「第三条第四項」の下に「若しくは第八項」を加え、「第七条第四項、第十二条第四項」を「第七条第二項、第四項若しくは第八項、第十二条第五項」に改め、同条第二号中「第九条」を「第七条第六項又は第九条」に改める。

第六十六条第一号中「、第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第二項」を「若しくは第七項」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号中「第八項」の下に「（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第二十条第三項後段」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第四項」の下に「（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「同条第二項」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第九項」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第四条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

三　第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する搬出をした者

第六十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十八条中「前条第二号」を「前条第三号」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七条第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条の規定　公布の日

二　第一条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第四条の規定　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（汚染の除去等の措置等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の土壌汚染対策法（次項において「旧法」という。）第七条第一項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置に要した費用の請求については、なお従前の例による。